○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八二）　六〇三
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（同八三）　六〇七
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（同八四）　六〇九
○歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（同八五）　六一二
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二二）　六一六
○林業種苗法施行規則の一部を改正する省令（同二三）　六一九
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令（同二四）　六二二
○経済産業省組織規則等の一部を改正する省令（経済産業三五）　六二五
○中小企業信用保険法施行規則及び中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令（同三六）　六二六
○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通三一）　六二九
○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（同三二）　六三二
○道路運送法施行規則の一部を改正する省令（同三三）　六三三

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二）　六三四

〔告　示〕

○租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する設立団体等の証明に関する手続を定める件及び租税特別措置法施行令第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件の一部を改正する件（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　六三四
○租税特別措置法施行規則第二十条第二十六項第一号又は第二十二条の二十三第二十六項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続に関する告示等の一部を改正する件（国家公安委・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　六三六
○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和三年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（総務一四〇）　六三七
○平成八年自治省告示第八十三号（地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件）の一部を改正する件（同一四一）　六三〇
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する件（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　六三〇
○平成二十五年総務省、農林水産省、国土交通省告示第二号の一部を改正する件（総務・農林水産・国土交通九）　六三三
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件（外務一一〇）　六三三
○所得税法施行規則第百二条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件の一部を改正する件（財務八一）　六三三
○所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（同八二）　六三四
○所得税法施行規則第六十三条第五項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（同八三）　六三四
○法人税法施行規則第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（同八四）　六三五
○地価税法施行規則第十条第三項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（同八五）　六三四
○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（同八六）　六三五
○消費税法施行令第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八条第三項、第五十八条の二第三項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条第二項並びに消費税法施行規則第五条第三項及び第十六条第三項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（同八七）　六三五
○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける期間を指定する件を廃止する件（同八八）　六三五

（以下次のページへ続く）